平成２３年（フ）第５８９号
大阪府枚方市出屋敷元町２丁目16番18号
債務者　増尾美智子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４９号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番17―805号
債務者　筒井　大悟
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９８１号
大阪市東淀川区西淡路１丁目９番９―409号
債務者　北嶋　隆美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００９号
大阪府八尾市上之島町北５丁目15番地　ルミエールやまもと307号
債務者　下妻　教子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０６２号
大阪市北区同心２丁目１番13―1104号
債務者　中谷　純一
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７４号
大阪府門真市江端町１番30号
債務者　幸津　廣志
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７８号
大阪市北区同心１丁目１番22―1008号
債務者　峰松　年香
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８９号
大阪府池田市旭丘１丁目９番12号
債務者　田中政吉こと　呉　　政吉
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０９８号
大阪府豊中市利倉西２丁目５番24―201号
債務者　的崎　幸三
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１１５号
大阪府東大阪市玉串町東２丁目８番９号
債務者　里見　友美（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１６２号
大阪府茨木市春日３丁目14番38号
債務者　宮田　友視
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１７２号
大阪市平野区平野市町２丁目４番４号
債務者　山本　五子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１７３号
大阪府吹田市内本町１丁目14番３号
債務者　井上　　操
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１７４号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田４丁目５番３号
債務者　丸山　昭彦
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１７９号
大阪府豊中市大黒町３丁目18番25号
債務者　野口　末男
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１８０号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目７番７―307号、住民票上の住所大阪府東大阪市東鴻池町１丁目７番５号
債務者　磯村　亜美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１８７号
大阪府東大阪市吉田２丁目４番34号
債務者　北本　優子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部